

# 愛知県受動喫煙防止条例（案）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、受動喫煙による健康への悪影響が明らかであることにかんがみ、県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、例外なき受動喫煙からの保護の必要性を踏まえて禁煙環境の整備を促進し、並びに県民及び県を訪れる人々を受動喫煙から保護するための措置を講ずることにより、受動喫煙による人々の健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タバコ たばこ事業法（昭和59年条例第68号）第2条第3項に規定する製造たばこ（喫煙用に供し得る状態に製造されたものに限る。）をいう。
- (2) 喫煙 タバコ煙（目に見えないガス状成分を含む。以下同じ。）を発生させること（燃焼又は加熱等、その方法をとわない。）をいう。
- (3) 受動喫煙 屋内と屋外とをとわず、他人のタバコ煙を吸わされること（喫煙者の呼気に含まれるタバコ煙、喫煙後に残るタバコ煙、並びに、壁紙、じゅうたん及び衣服などに付着した残留タバコ煙を吸わされることを含む。）をいう。
- (4) 屋内 室内又はこれに準ずる環境（居室、事務室その他これらに類する室内、車両、船舶、航空機その他の移動施設内、またはこれに準ずる環境。以下同じ。）をいう。床と天井がある空間については、屋内とみなす。
- (5) 公共的屋内空間 不特定又は多数の者が出入りすることが出来る屋内の空間をいう。
- (6) 公共的施設 公共的屋内空間を有する施設（別表に掲げるものを含み、これに限られない。）をいう。
- (7) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定するすべての地方公務員をいうものとする。
- (8) 職場 すべての業種及び業態をとわず、労働者が就業する場所及び労働者が業務に関連して立ち入る又は通過することがあるすべての場所（出入口、ロビー、事務室、作業場、会議室、応接室、行動、倉庫、教室、休憩室、ラウンジ、食堂、療養施設、トイレ、廊下、エレベーター、階段、玄関、車両、乗り物を含み、これらに限らない。）をいう。個人の住宅は、保育、介護、または医療が行われる場合には、職場に含まれるものとする。
- (9) 施設管理者 公共的施設又は屋内の職場の管理について権限を有する者をいう。
- (10) 事業者 施設を設けて事業を営む者をいう。

### （県民の責務）

第3条 県民は、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるよう努め、他人に受動喫煙をさせてはならない。

2 県民は、県が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防

止するための環境の整備に取り組むとともに、県が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第5条 県は、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民及び事業者の受動喫煙の防止に関する取り組みを促進するため、情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行わなければならない。

3 県は、受動喫煙の防止に関する施策について県民及び事業者と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。

4 県は、自ら設置し、又は管理する施設について、受動喫煙が生じないように適切な措置を講じなければならない。

(推進体制の整備)

第6条 県は、県民及び事業者と連携し、及び協力して、受動喫煙の防止に関する普及啓発その他の必要な施策を推進するための体制を整備するものとする。

(教育の重要性)

第7条 県は、学校教育その他の場において、喫煙及び受動喫煙の有害性並びに受動喫煙の防止に関する情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行わなければならない。

## 第2章 公共的屋内空間における喫煙の禁止

(公共的屋内空間における喫煙の禁止)

第8条 何人も、公共的屋内空間において、喫煙をしてはならない。

(屋内の職場における喫煙の禁止)

第9条 何人も、屋内の職場においては、喫煙をしてはならない。

(喫煙器具又は設備の設置の禁止)

第10条 施設管理者は、その管理する公共的屋内空間内又は屋内の職場に、灰皿、吸い殻入れ、その他の喫煙の用に供する器具又は設備を設置してはならない。

(喫煙の中止等の求め)

第11条 施設管理者は、その管理する公共的空間又は屋内の職場において現に喫煙を行っているものを発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又はその場所から退去するように求めなければならない。

(表示等)

第12条 施設管理者は、規則で定めるところにより、公共的屋内空間又は屋内の職場において喫煙が禁止されている旨を表示しなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、施設管理者は、第8条及び第9条の喫煙禁止について、その施設の利用者に周知させるよう努めなければならない。

## 第3章 その他の場所における受動喫煙防止の努力義務

(屋外における受動喫煙防止の努力義務)

第13条 何人も、下記の場所においても、受動喫煙が生じないように努めなければならない。

(1) 公共的施設又は屋内の職場の入り口、窓、吸気口から7メートル以内の屋外の場所

- (2) 県の管理下にあるすべての公園
  - (3) 公共交通機関のすべての屋外の駅、ホーム及び待合場所
  - (4) 不特定又は多数の者が出入りすることが出来る屋外競技場、屋外スタジアム、その他これに準ずる施設の屋外観覧席
  - (5) 屋外における行列（2人以上の者が一定の目的のために並んでいる状態をいう。その目的は、金銭や物品の授受、現金自動支払機、チケット購入、コンサート、スポーツイベント観戦の目的を含むが、これらに限られない。）から7メートル以内の場所
  - (6) 施設の管理について権限を有する者が任意に禁煙と指定した屋外の場所
  - (7) 屋外の職場
- (私的空間における受動喫煙防止の努力義務)

第14条 何人も、下記の場所においても、受動喫煙が生じないように努めなければならない。

- (1) 個人の住宅内
- (2) 個人の車両内
- (3) 建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定される「共用部分」

#### 第4章 監督

(立入調査等)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設管理者に対して、受動喫煙の防止に関する取り組みの実施状況その他の必要事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその指定した職員に、公共的施設又は職場に立ち入り、施設の現況その他の必要事項を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導、及び命令)

第16条 知事は、施設管理者が第10条、第11条、又は第12条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該施設管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを指導し、または期限を定めて是正を命ずることができる。

2 知事は、第13条各号に規定する場所における受動喫煙を防止又は是正するため、その関係者に対して、必要な指導をすることができる。

(公表)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、前条の規定による指導又は命令に従わない施設管理者の名称、その管理する公共施設又は職場の名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該施設管理者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(通報)

第18条 何人も、施設管理者にこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があると認めるときは、その事実を知事その他規則で定める行政機関に通報して是正のため適切な措置を取るよう求めることができる。

2 前項の規定は、告訴、告発、私人による現行犯逮捕、その他の刑事訴訟法（昭和23年条例第131号）に定められた私人の取り得る行動を何ら妨げない。

（不利益取扱い及び報復の禁止）

第19条 何人も、前条第1項の通報、同第2項の刑事訴訟法上の手続き、裁判所への訴訟提起、その他の第三者への申告をした者に対して、そのことの故をもって、解雇し、雇用を拒否し、取引を拒絶し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 前項の規定は、公益通報者保護法（平成16年条例第122号）その他の法令の規定の適用を何ら妨げない。

## 第6章 罰則

（喫煙者に対する罰則）

第22条 第8条又は第9条の規定に違反して喫煙をした者は、1万円以下の過料及び1万円以下の罰金に処する。

（施設管理者等に対する罰則）

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

（1）第10条、第11条、第12条第1項の規定に違反した者

（2）第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同行の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

（3）第16条第1項の規定による命令に違反した者

（4）第19条第1項の規定に違反した者

第24条 前条第（2）号、（3）号または（4）号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

付則

（施工期日）

第1条 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表

(1)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他のこれらに類するもの
(2)	ア 病院、診療所又は助産所 イ 薬局 ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所
(3)	劇場、映画館又は演芸場
(4)	観覧場
(5)	ア 集会場又は公会堂 イ 火葬場又は納骨堂 ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(6)	展示場
(7)	体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設
(8)	公衆浴場
(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
(10)	銀行その他の金融機関
(11)	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所
(12)	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合その他の用に供する施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運航する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）
(13)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(14)	動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの
(15)	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの
(16)	官公庁施設
(17)	ア 飲食店 イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、待合、料理店その他これらに類するもの
(18)	ホテル、旅館その他これらに類するもの
(19)	ア ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの イ ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋その他これらに類するもの ウ 競馬場外の勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売場その他これらに類するもの
(20)	前各号に該当しないサービス業を営む店舗
(21)	前各号に掲げる公共的施設が所在する建築物又は工作物（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他の一般公共の用に供される区域に限る。）